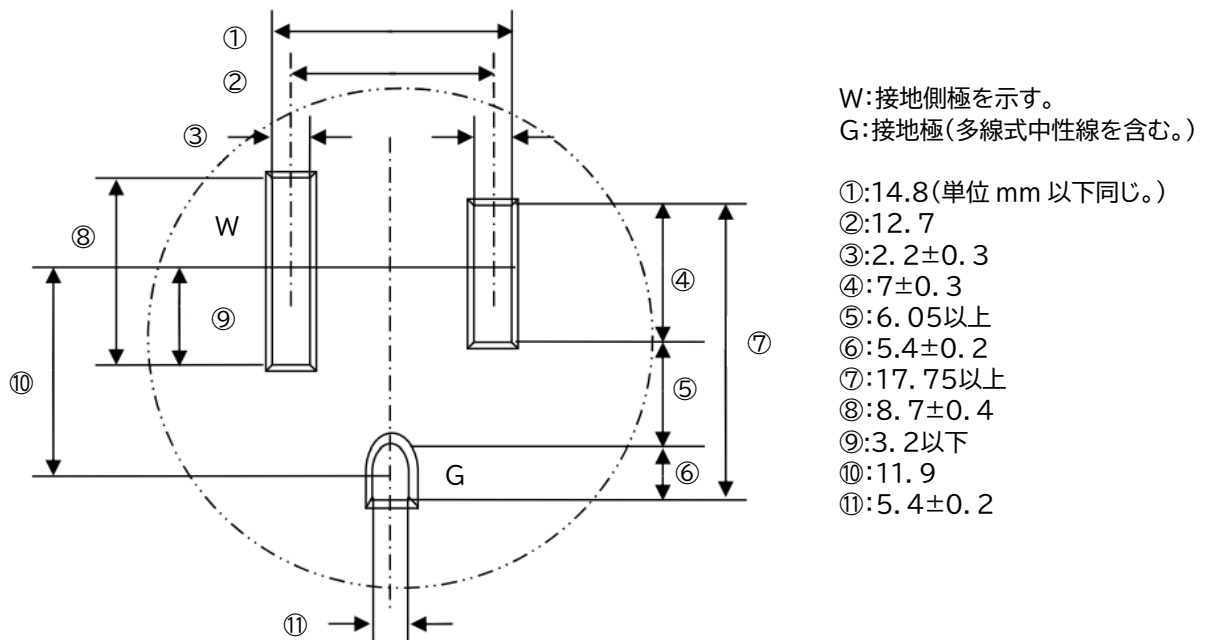


基準30 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 令第29条の2第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の場所が含まれる。
- 2 非常コンセント設備の差し込接続器のプラグ受けは、次の各号に適合すること。
 - (1) JIS C 8303の接地極形2極コンセントのうち定格が15A、125Vに適合するもので極数及び極配置は、図30-1によること。

図30-1



- (2) 保護箱内には、前号のプラグ受けを2個設けること。
 - (3) プラグ受けの接地極には電設基準の第10条及び第11条に規定するD種接地工事を施すこと。
- 3 保護箱は、次の各号に適合すること。
 - (1) 耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準(昭和56消防庁告示第10号)第3、第1項第2号の規定に適合するものであること。ただし、次に掲げる火災の影響を受ける恐れのない場所に設ける場合は、この限りでない。
 - ア 非常用エレベーターの乗降ロビー
 - イ 特別避難階段又は避難階段の階段室

ウ 特別避難階段の附室

エ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第6項に規定する開放型廊下

- (2) 容易に開放できる扉を設けるとともに、扉の大きさは、短辺に20cm以上、長辺25cm以上とすること。
- (3) 防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 内部には差し込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (5) D種接地工事を施すこと。

4 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路の設置方法は、電設基準によるほか、次の各号によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用とすること。（以下この基準において「専用回路」という。）
- (2) 前号の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨の表示をすること。
- (4) 非常コンセントの保護箱内に配線用遮断器を設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前号の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 第4号の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

5 専用回路の幹線は、次の各号によること。

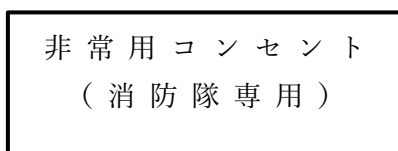
- (1) 幹線は、1の回線につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線の容量は電圧低下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

6 非常電源及び配線は、規則第31条の2第8号の規定によるほか、基準10、第5項の規定の例によること。

7 非常コンセント設備の設置の表示は、次の各号によること。

- (1) 標識等は、次によること。

非常コンセントの保護箱の表面の「非常コンセント」の表示



文字の大きさ:1字につき25mm 平方以上
色:保護箱の色と識別できる色

- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号口に適合するものとする。
- (3) 灯火の回路の配線は、規則第31条の2第9号ハ及び基準32によるほか、第4項第4号の配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路の充電部には、保護用のヒューズを設けること。

8 非常コンセントの保護箱を屋内消火栓箱等に接続する場合は、次の各号によること。

- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。
- (3) 屋内消火栓箱等の扉と保護箱の扉は、それぞれ別に開く構造とすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備等の赤色の灯火と兼用することができる。